

令和5年度地域福祉市民フォーラムにおける質問に対する回答

Ⅰ 基調講演

テーマ：判断能力が不十分な人も地域で自分らしい生活を続けていけるように（権利擁護）
支援する地域連携ネットワークの構築に向けて

登壇者：種智院大学社会福祉学科 教授 明石 隆行 氏

番号	質問	回答者	回答
1-1	地域連携ネットワークに一般の事業者は、どういう関わり方が考えられますか。	明石氏	御質問者さんであれば、地域包括支援センターや民生委員さんを通じてネットワークとつながっていくことができるのではないかと思います。他にも、福祉用具のレンタルをされていれば、ケアマネジャーや理学療法士、作業療法士との関わりもありますので、そこから間接的にでも関わることはできるのではないかと思います。
1-2	何故市民後見人制度が必要になってきたのか。何が問題で変化していったのか、変化することでのメリットは何であるのか。	明石氏	成年後見人には財産管理と身上保護の2つの職務がありますが、身上保護の方は、弁護士・司法書士・社会福祉士でなくても、本人が元気に安全に暮らしておられるか見守りにいたり、少しのお手伝いができる方であれば可能です。見守りやお手伝いは地域福祉の考え方ではないかということで、成年後見制度が始まる前から東京都や大阪府を中心に議論され、平成17年から平成18年頃に市民後見人という制度ができました。 市民後見人の中には、自分の親が色々な介護サービス関係者や民生委員さんに助けってもらったから地域に恩返しをしたいということで活動に参加された方や、阪神・淡路大震災のときに仕事の都合で支援に行けなかったことがずっと胸に残っていて、定年退職を期に社会に貢献・恩返しできることはないかということで活動に参加された方、民生委員をされながら市民後見人になっている方など、非常に様々な方が思いをもって市民後見人活動をされています。市民後見人の方が選任されることで被後見人の方も元気になったり、コロナ禍でも面会に来ていたりしていますので、そういう役割が市民後見人のメリットではないかなと思っています。
1-3	吹田市早く市民後見人を育て実施に向けて進めてください。	明石氏	多分、進めてくれると思います。
1-4	民生委員の一人として市民後見人の重要性→大切な分野だと再認識しました。	明石氏	ありがとうございます。

令和5年度地域福祉市民フォーラムにおける質問に対する回答

Ⅰ 基調講演

テーマ：判断能力が不十分な人も地域で自分らしい生活を続けていけるように（権利擁護）
支援する地域連携ネットワークの構築に向けて

登壇者：種智院大学社会福祉学科 教授 明石 隆行 氏

番号	質問	回答者	回答
1-5	医療同意権は誰が持つことができるのでしょうか。	明石氏	本人と家族です。その人に属する権利と言えますか、医療同意や養子縁組等は成年後見人にはできません。
1-6	以前に金融機関に勤めていましたが、成年後見人制度のご利用を案内する際の資料やパンフレットがなく苦勞しました。今後わかりやすいパンフレットなど作られる予定はありますか。（説明しやすい資料など、窓口に置ける様なもの）	明石氏	「成年後見制度が知られていない」「どこに行ったら相談にのってもらえるのか」というお声があることから、中核機関の機能として最初に掲げられているのが「広報機能」であり、パンフレットやSNS等の多様な媒体で広報していく予定です。吹田市でも、先進市の良いとこどりをして素晴らしいパンフレットを作ってくださいようお願いします。通常、パンフレットには一から十までの情報を書いていきますが、医療機関の方、金融機関の方、民生委員さんが知りたいことは少しずつ違うことから、他市では、基本のものと専門分野に特化したものを作っているところですので、参考にさせていただけたらと思います。
1-7	資料6ページ 成年後見制度の理念のノーマライゼーションとは何の事	明石氏	簡単に言うと「障がいがあっても住みたいところで住みたいように住む」「自分で自分のことを決めて生きていく」という考え方がノーマライゼーションです。1950年代くらいに福祉の先進国であるデンマークでは、障がいのある人は巨大施設に隔離されていました。その時に日本でいう厚生省の行政官だったバンク・ミケルセンは、第二次世界大戦でナチスの強制収容所へ入れられて生還した方ですが、その方が「障がい者の施設は自分がいた強制収容所と同じようなものだ」「障がいのある人もない人も普通の暮らしをするべきだ」ということを言われてきた考え方です。日本では、1970年～1980年以降に、この考え方が普及しました。

令和5年度地域福祉市民フォーラムにおける質問に対する回答

1 基調講演

テーマ：判断能力が不十分な人も地域で自分らしい生活を続けていけるように（権利擁護）

支援する地域連携ネットワークの構築に向けて

登壇者：種智院大学社会福祉学科 教授 明石 隆行 氏

番号	質問	回答者	回答
1-8	成年後見人にかかわる書類を書いてくださる医療機関がまだまだ少ないと感じている。スムーズに診断書を書いて頂けるような工夫がもしあれば。	明石氏	地域連携ネットワークというのは、ただ単に支援が必要な人に直接支援をしやすいだけではなく、成年後見制度についての誤解のある支援者・支援機関や、まだ情報が届いてないところにネットワークの参加者を通じて届けていく機能もあります。例えば、入院や手術をする際は保証人が必要ですが、後見人はなれません。しかしながら、医療機関によっては、「後見人が同意しないと手術しない」ことが現実にあります。金融機関についても、成年後見制度についての理解がないために、後見人が窓口に行ったときに印鑑証明のような必要ない書類を要求されることがあります。そのようなところにも、ネットワークの参加者を通じて正しい情報を伝えていく機能があります。制度が始まった時は法務省や厚生労働省から各団体にきちんと通知があったと思いますが、年数が経つと現場にいる人は分からなくなっていたりしますので、ネットワーク会議を通じてお伝えしていき、お互いに共通認識、理解を醸成していくという機能もあります。
1-9	市民後見人が選任された場合（桑井千里さんの場合）「財産が高額でなく」とは？年金額も含めての目安等は決められているのでしょうか？	明石氏	ご指摘のとおり、市民後見人が対象となるご本人の所持する概ねの額等が決められており、1,200万円程度です。他にも、不動産の処分、相続や遺産分割などの対応を要しない、などの範囲が決められています。
1-10	司法書士さんが成年後見人になれるメリットは何ですか。	明石氏	家庭裁判所から成年後見人に選任される資格は特に定められておりません。被後見人に最も適した人が選任されます。訴訟などが絡んでいれば弁護士に、不動産などの登記等であれば司法書士に、また、そういった事案がなく、見守りなどの身上保護が中心であれば、市民後見人というように選任されます。

令和5年度地域福祉市民フォーラムにおける質問に対する回答

Ⅰ 基調講演

テーマ：判断能力が不十分な人も地域で自分らしい生活を続けていけるように（権利擁護）

支援する地域連携ネットワークの構築に向けて

登壇者：種智院大学社会福祉学科 教授 明石 隆行 氏

番号	質問	回答者	回答
1-11	勉強不足に付わずかしく感じた。	明石氏	まだまだ新しい制度です。法律用語も出てきますが判断能力が不十分な人の財産をはじめとした本人の生活を守る制度だと理解してください。
1-12	内容がリッチ過ぎて理解力がついていけなかった。法的な制度として設立できないのだろうか？		
1-13	成年後見制度の利用促進を図る様々な体制をありがとうございます。介護保険と同時に創立されたのに、広報が広まらなかった理由は？例えば、利用した本人が支援を受けて守られた、暮らしが豊かになったなど、本人が発信するよう支援することで広報するなどの考え、それを業務とした取り組み例はあるでしょうか？	明石氏	広報が広まりにくかった要因は、明治時代にできた裕福な「家」の財産を守る「禁治産」制度の考え方が根強く残っているのではないかと思います。利用した本人が支援を受けて守られた、暮らしが豊かになったというような報告は、市民後見人による活動報告等が本人発信の代わりに行われるようになっていきます。また、大阪府や大阪市などでも市民フォーラムを開催するなどして広報に努めていますし、判断能力が不十分になった人を支援する市民後見人の活動を動画などで紹介をしています。
1-14	日頃、後見に結び付ける際に総合相談の一環として後見の申し立てを本人申し立て無理、家族申し立てとなるが作成できる状態ではなく包括諸君が行っている現状がある。そこまでは職務でないと言われても、先に進めなくてはならない状況がある。それらを円滑に後見申し立てができるように事務的なところも支援できる機関を作ってほしい。できないのは、保護受給世帯ではない金銭的な問題です。	市	令和6年度に立ち上げを予定している中核機関が、迅速かつより良い支援のために、役割分担として成年後見本人・親族申し立ての支援を行うことは想定しています。
1-15	市民後見制度で選任される方はどのような資格要件が整っている必要があるか知りたい。	明石氏	1-2及び1-9の回答を参照してください。
1-16	後見制度にお世話になるには大変な手続きが必要があると費用が毎月支払いすることが出来ないのか、もっと良い方法はないのか。	明石氏	後見制度の利用の手続きにあたっては、司法書士などの専門職に依頼することもできますが、基本的なことであれば地域包括支援センターや今後設立される「中核機関」でも相談に応じてくれます。また、自治体によっては、後見人への報酬を助成しているところもあります。

令和5年度地域福祉市民フォーラムにおける質問に対する回答

2 取組事例報告①

テーマ：事業を通じた地域での気づき

登壇者：大阪よどがわ市民生活協同組合 組織部 馬場 徳二郎 氏

番号	質問	回答者	回答
2-1	リアルな現場の声を聞いて良かった。夕食サポート福祉事業、コープ共済に知りたいです。退会を考えていたが、再検討します。	馬場氏	夕食サポート事業については、市が作成した「高齢者向け配食サービス事業者一覧表」をご覧いただければと思います。共済の事業については組合員が対象になりますが、全国の生協で同じ商品を取り扱っているの、加入されている生協へお問い合わせいただければと思います。介護保険で要支援・要介護認定を受けておられる方でしたら組合員でなくても、ケアマネさんにプランを作っていたうえで福祉用品のレンタルを御利用いただけます。手すりをつけたいなどの住宅の改修の御相談も、事業者の御紹介が可能です。
2-2	生協の方々は見守りにつながるポジションだと思います。最近は利用される方も増えていっているのでは？と感じます。元気な時、分からない事が実際なった時ありがたさが分かります。	馬場氏	ご感想ありがとうございます。
2-3	配達と地域の見守りご苦労様です。物品配達は定期的に生活必需品をお持ちすることで見守りも取りつき易いと思います。今後ともよろしく願いいたします。		
2-4	今の時代にマッチした素晴らしい貢献、取り組み、家の近くでよく見ます。		
2-5	生協さんの職員の皆さんの教育に対する考え方は素晴らしいと思っています。特に見守りは地域として助かっています。		

令和5年度地域福祉市民フォーラムにおける質問に対する回答

3 取組事例報告②

テーマ：地域での生活支援（～総合的な支援で支える生活～）「金銭管理や自己決定」

登壇者：いつき相談支援センター 相談支援専門員 二田 有樹 氏

番号	質問	回答者	回答
3-1	質問ではないのですが、ヘルパーさんって偉大！と思いました。	二田氏	日々支援をしている中でヘルパーさんや福祉事業者さんと関わる機会が多いのですが、皆さん、その人のために凄く努力をされています。相談すると「そこはうちが頑張ります！」と言ってくれる事業所さんが多くて、皆さん努力されて頑張っておられるなど、ヘルパーさんは偉大だなんていつも思っています。地域でこのような活動をしている方がたくさんいらっしゃるの、これからも見守っていただいたり、応援いただけたらと思います。今後ともよろしくお願いします。
3-2	金銭だけでなく、日々の生活について相談や話し合いなどの面倒を見てほしいので家裁からの後見人に個人の権利をになう。		
3-3	金銭管理は難しい分野ですが、ご本人が困難な場合サポートが必要だと思います。その際支援者が親身になり相談員の重要性を感じます。本人の不安を払拭出来ることが大切だと思います。		
3-4	福祉は時間とお金と努力が必要と思いました。ご苦労様です。		
3-5	なかなか見えにくい現場の話であり、あまり見た事が少なく、想像しにくい。認知症と障がい者の共通点が多い。		

令和5年度地域福祉市民フォーラムにおける質問に対する回答

4 取組事例報告③

テーマ：多職種・多機関連携による権利擁護支援

登壇者：（福）吹田市社会福祉協議会 CSW 夏目 茜氏

番号	質問	回答者	回答
4-1	ここまで家庭に入っても良いのか？入れますか？入れたら支援出来ますね。	夏目氏	今回のケースではがっつり家庭に入って色々な支援を行いました。あくまでも最初はどんなことに困っているのか、どの部分にお手伝いが必要なのかを、ご本人さんとしっかりお話しをします。そのうえで、今回のケースのように、CSWI人ではなく、市内のいろいろな専門職や他職種の方の力を借りながら必要な支援におつなぎして支援していくということを大切に活動しています。
4-2	特に意見はありません。CSWを増やすことをのぞみます。	市	業務内容・業務量に応じた配置人数になるよう、適宜検討して参ります。
4-3	「誰もが安心して暮らせる住みよいまちづくり」社会福祉協議会コミュニティソーシャルワーカーの方からきめ細やかなサポート、地域支援、CSWの方が信頼関係づくり対象の人の家族の変動にも対応され大変重要なお仕事だと思います。	夏目氏	ご感想ありがとうございます。
4-4	多岐に渡り福祉活動に尽力されておりご苦労様です。高齢化・少子化・貧困問題への対応に若い方が力をさいているのは立派です。	夏目氏	
4-5	① 居住支援担当者について ② 日常生活自立支援事業の申請から利用までの期間とつながるまでの金銭管理について	夏目氏	①本事例で連携した居住支援担当者は、「居住支援法人」のことで。具体的には、社会福祉法人みなと寮の担当者です。 ②10月末CSWから日常生活自立支援事業担当者に相談・共有 11月上旬本人に日常生活自立支援事業について説明、申し込み（待機） 1月上旬ガイドライン調査① 1月中旬ガイドライン調査② 1月末契約 →当時は相談から契約までおよそ3か月でした。また、日常生活自立支援事業につながるまでの間は御家族に協力いただきながら金銭管理を行ったほか、保護受給日に合わせてCSWが訪問し、お金を封筒に仕分けたりするなど、助言や支援を行いました。